



# 学校だより

令和2年10月30日  
練馬区立北町西小学校  
校長 吉川 文章  
第691号

## ～予防的な視点を取り入れたいじめ未然防止の取り組み～

副校長 木村 順子

そもそもいじめとは何でしょうか。法律によると、2013年の【いじめ防止対策推進法第二条】の規定により、現在のいじめの定義が規定されています。

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネット）を通じて行われるものを含む。であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

と解釈することができます。

加害児童（一定の人間関係にある他の児童）の意識や状況に関わらず、『被害児童が心身に苦痛（影響）を感じている』行為はすべて、「いじめ」となる。

いじめの定義は変遷をたどってきました。1986年の文科省による初めての定義は「学校が確認したものがいじめ」というものでした。1994年からは「強者が弱者を一方的に、継続的に攻撃し、深刻な苦痛を受けている場合がいじめ」というものでした。そして、先程の「精神的な苦痛を感じたものはすべていじめ」という定義に変更されました。これは、いじめを積極的に認知して、未然防止を図ることがいじめ防止には重要だということが解明されてきたからと言えます。

現在本校ではいじめアンケートを月に1度実施しています。いじめを積極的に認知して、未然防止を図るという3つの観点が盛り込まれています。

### ① より具体的な項目

「話をしたり近くを通ったりしたときに、なんとなく周りが逃げたり、聞こえないふりをされたりしたことがありますか？」具体的な場面を限定して、いじめの芽を見つけます。

### ② メールやSNSに関する項目

「パソコンや携帯電話のメールやSNS、オンラインゲームなどで、悪口を書いたり、他の人の悪口を読んだりしたことがありますか。」という項目を入れたことで、トラブルが少なくなりました。

### ③ 被害を受けた視点だけではなく加害をした傍観したという項目

「友達がいやなことをされているとき、いっしょになっていやなことをしてしまったことがありますか？」いじめはいけないという指導だけではなく、実際にやってしまった場合や傍観した場合を振り返る機会を設けました。

10月からは「コロナに関係したことで、いやな思いをしたことがありますか？」という項目を新たに追加しました。このコロナ禍、本当に怖いのはウイルスではなく人の心に潜む偏見や差別です。うわさ話やからかいによって一人一人の人権が傷つくことのないよう、今後は児童会活動の取り組みも交えながらいじめの未然防止を進めてまいります。

いじめは起こる、しかしその際にどのような行動をとるのが学校生活の中ではとても重要です。いじめを積極的に認知して、未然防止を図り、傍観者を許さない学校風土を作ってまいります。

## 下校後の忘れ物等を取りに来校することについて

6月25日付の「夏季の熱中症防止に対する取り組み（教科書の学校置きと水筒の補充）について」でお知らせしたように、下校後、宿題のための教科書や資料を取りに来ることは防犯上望ましくないことをお伝えしています。近々に不審者の情報もございました。お子様の安全を守るため、今一度、下校後の来校についてご確認いただき、ご家庭でも下記事項について、ご指導をお願いいたします。

### 1 下校後の忘れ物について

基本的には、忘れ物を取りに来校しない。

### 2 翌日（休日明け）では対応が無理なものについて

必ず保護者の付き添いのもと、来校する。児童だけでは来校しない。

※児童だけで来校した際は、保護者の方の同意がないものとして、忘れ物等を持たせずにご家庭へ児童を帰宅させます。

### 3 翌日では対応が無理なものについて取りに来る際の来校時の注意点

(1) 玄関の記録簿に記入して、必ず職員室に寄り、職員とともに教室に行く。

(2) 職員室に教員がいないときは、施設管理員に声を掛け、玄関の記録簿に記入して、施設管理員とともに、教室に行く。(施設管理員は校内を巡回します。巡回中は教室には入れません。時間をあらためる等のご対応をお願いいたします。)

### 4 休日について

基本的には、来校しない。緊急の場合等は、上記3の(2)の対応とする。

※ご事情がある場合は、学校にご相談ください。

## 多くのスタッフに支えられ

主幹養護教諭（特別支援教育コーディネーター） 山縣 靖子

現在、学校には様々な人材が子供たちの支援スタッフとして加わってくれています。

副校長補佐は、名前の通り、副校長の支援として事務作業はもとより、電話対応業務や様々な調整役として大活躍して下さいます。ご存じのように副校長の職務は多岐にわたっています。副校長の職務が軽減されることは学校にとって大変ありがたいことです。

スクールサポートスタッフは、今まで先生方が指導や教材研究、担当の職務の合間に行っていた印刷業務や入力業務などを行って下さいます。保健や副校長の業務にも関わって下さるだけではなく、給食メニューのホームページ掲載の役も担って下さいます。

11月からは、新たに学習指導サポーターが配置されます。この方は、医療関係の施設等での勤務経験があり、感染防止対策において養護教諭の補佐役としても手腕を発揮して下さることと思います。

実は、このうち2名のスタッフは、コロナ禍の中で、特別な予算措置として配置をされているのです。学校だより7月号の巻頭言で「ピンチをチャンスに」という題名で発信をさせていただきました。このような人材が配置され学校の活性化や働き方改革の推進に結び付いていることが、まさに「ピンチをチャンスに」です。

また、小学校教員をめざす学生が「ティーチングアシスタント」として子供たちの支援に加わるシステムが構築されつつあります。10月21日の1、2年生合同遠足には、4名の学生が引率スタッフとして、行き帰りの交通安全指導や公園での活動の補助に縦横無尽の活躍をしてくれました。

全ての子を我が子同然として関わる意識を多くのスタッフに支えられ前へと進めてまいります。

## 学んで楽しい 学力グランプリの開催

学力向上主任 齋木 義仁

9月25日に今年度1回目の「学力グランプリ」を行いました。本校は、「楽しく意欲的に学ぶ」という基本理念に基づいて、体育での「北西ギネス」とあわせて、希望者を対象に「学力グランプリ」を実施しています。今回は、個人部門に5名、グループ部門に7グループ25名、全体で30名の子供たちが参加をしました。個人部門は、「算数」「社会」の2課題、グループ部門は「総合的な学習の時間」「理科」の2課題を自分たちで選択し取り組みました。

問題を作成したのは先生たちです。夏休みに多くの先生からの自作問題の提出がありました。「総合的な学習の時間」の課題は答えがありません。自分たちの文章や絵、図などをもとにプレゼンする方式です。まさに「学びに向かう力」を高める内容が凝縮されています。

10月5日には、放送朝会で担当の先生から「最優秀賞」の発表がありました。参加した全ての子供たちには参加賞（賞状）が配られました。表彰された作品は校内掲示しています。第2回目は、4、5年生を対象に1月に実施する予定です。

